

保険業法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

目 次

本則

一 保険業法（平成七年法律第百五号）	1
二 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）	170
三 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）	174

附則

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四条）（附則第二十条関係）	181
○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（附則第二十一条関係）	183
○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（附則第二十二条関係）	185
○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（附則第二十三条関係）	187
○ 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（附則第二十四条関係）	188
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）（附則第二十五条関係）	189
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（附則第二十六条関係）	190
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）（附則第二十七条関係）	193
○ 登録免許税（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第二十八条関係）	194
○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（附則第二十九条関係）	195

○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）（附則第三十条関係）	．．．．．	197
○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）（附則第三十一条関係）	．．．．．	198
○ 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二年法律第六十九号）（附則第三十二条関係）	．．．．．	199
○ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）（附則第三十三条関係）	．．．．．	200

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）

改 正 案	現 行
目次 第一編（略） 第二編 保険会社等 第一章～第九章（略） 第十章 第一節～第四節（略） 第五節 雑則（第二百七十一条―第二百七十一条の二の三） 第十一章 株主 第一節～第四節（略） 第十二章 少額短期保険業者の特例 第一節 通則（第二百七十二条―第二百七十二条の十） 第二節 業務等（第二百七十二条の十一―第二百七十二条の十四） 第三節 経理（第二百七十二条の十五―第二百七十二条の十八） 第四節 監督（第二百七十二条の十九―第二百七十二条の二十八） 第五節 保険契約の包括移転等（第二百七十二条の二十九・第二百七十二条の三十） 第六節 株主	目次 第一編（略） 第二編 保険会社等 第一章～第九章（略） 第十章 第一節～第四節（略） 第五節 雑則（第二百七十一条―第二百七十一条の二の四） 第十章の二 株主 第一節～第四節（略）

第一款 少額短期保険主要株主（第二百七十二条の三十一―

第二百七十二条の三十四）

第二款 少額短期保険持株会社（第二百七十二条の三十五―

第二百七十二条の四十）

第三款 雑則（第二百七十二条の四十一―第二百七十二条の

四十三）

第十三章 雑則（第二百七十三条―第二百七十四条の二）

第三編 保険募集

第一章 （略）

第二章 保険募集人及び所属保険会社等

第一節 保険募集人（第二百七十六条―第二百八十二条）

第二節 所属保険会社等（第二百八十三条―第二百八十五条）

└

第三章 第五章 （略）

第四編・第五編 （略）

附則

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に

第十一章 雑則（第二百七十二条―第二百七十四条）

第三編 保険募集

第一章 （略）

第二章 生命保険募集人及び損害保険代理店並びに所属保険会社

第一節 生命保険募集人及び損害保険代理店（第二百七十六条―第二百八十二条）

第二節 所属保険会社（第二百八十三条―第二百八十五条）

第三章 第五章 （略）

第四編・第五編 （略）

附則

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、不特定の者を相手方として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条

掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 他の法律に特別の規定のあるもの

二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの

ロ 一の会社等（会社（外国会社を含む。以下この号において同じ。）その他の事業者（政令で定める者を除く。）をいう。）又はその役員若しくは使用人（役員又は使用人であった者を含む。以下この号において同じ。）が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族（政令で定める者に限る。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの

ハ 一の労働組合がその組合員（組合員であった者を含む。）又はその親族を相手方として行うもの

ニ 会社が同一の会社の集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。）に属する他の会社を相手方として行うもの

ホ 一の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの

ヘ 一の地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第二項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。）がその構成員を相手方として行うもの

ト イからへまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定める

第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（他の法律に特別の規定のあるものを除く。）をいう。

（新設）

（新設）

もの

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの（政令で定めるものを除く。）

2
10 （略）

11 この法律において「総株主等の議決権」とは、株式会社の総株主又は有限会社の総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条、次条、第百六条、第百七条、第百二十七条、第二百六十条、第二編第十一章及び第十二章並びに第三百三十三条において同じ。）をいう。

12
16 （略）

17 この法律において「少額短期保険業」とは、保険業のうち、保険期間が二年以内の政令で定める期間以内であつて、保険金額が千万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（政令で定めるものを除く。）のみの引受けを行う事業をいう。

18 この法律において「少額短期保険業者」とは、第二百七十二条第一項の登録を受けて少額短期保険業を行う者をいう。

19
21 （略）

22 この法律において「少額短期保険募集人」とは、少額短期保険業者の役員若しくは使用人又は少額短期保険業者の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくはその者の役員若しくは使用人で、その少額短期保

2
10 （略）

11 この法律において「総株主等の議決権」とは、株式会社の総株主又は有限会社の総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条、次条、第百六条、第百七条、第百二十七条、第二百六十条、第二編第十章の二及び第三百三十三条において同じ。）をいう。

12
16 （略）

（新設）

（新設）

17
19 （略）

（新設）

険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。

23 この法律において「保険募集人」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人をいう。

24 この法律において「所属保険会社等」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社（外国保険会社等を含む。）又は少額短期保険業者をいう。

25 この法律において「保険仲立人」とは、保険契約の締結の媒介であつて生命保険募集人、損害保険募集人及び少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいう。

26 (略)

第二条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下同じ。）の議決権の保有者とみなして、第二編第十一章第一節及び第二節、第十二章並びに第十三章、第四編並びに第五編の規定を適用する。

一 法人でない団体（法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。） 当該法人でない団体の名義をもつて保有される保険会社等の議決権の数

二 内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社（次号において「連結基準対象

(新設)

20 この法律において「所属保険会社」とは、生命保険募集人又は損害保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社（外国保険会社等を含む。）をいう。

21 この法律において「保険仲立人」とは、保険契約の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険募集人がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）をいう。

22 (略)

第二条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の保険会社の議決権の保有者とみなして、第二編第十章の二第一節及び第二節並びに第十一章、第四編並びに第五編の規定を適用する。

一 法人でない団体（法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。） 当該法人でない団体の名義をもつて保有される保険会社の議決権の数

二 内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社（次号において「連結基準対象

会社」という。)であつて、その連結する会社その他の法人(前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。)のうちに保険会社等を含むもののうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社 当該会社の当該保険会社等に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

三 連結基準対象会社以外の会社等 (保険会社等の議決権の保有者である会社等)に限り、前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結されるものを除く。)が会社等集団(当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を保有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。)に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する一の保険会社等の議決権の数を合算した数(以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。)が当該保険会社等の主要株主基準値以上の数である会社等集団(以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。)である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等がない会社等当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

四 (略)

五 保険会社等の議決権の保有者である会社等(第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ。)に係る議決権

会社」という。)であつて、その連結する会社その他の法人(前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。)のうちに保険会社を含むもののうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社 当該会社の当該保険会社に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

三 連結基準対象会社以外の会社等 (保険会社の議決権の保有者である会社等)に限り、前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結されるものを除く。)が会社等集団(当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を保有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。)に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する一の保険会社の議決権の数を合算した数(以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。)が当該保険会社の主要株主基準値以上の数である会社等集団(以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。)である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等がない会社等当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

四 (略)

五 保険会社の議決権の保有者である会社等(第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ。)に係る議決権の

の過半数の保有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等がそれぞれ保有する一の保険会社等の議決権の数（当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（当該個人が当該保険会社等の議決権の保有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が保有する当該保険会社等の議決権の数を加算した数。以下この号において「合算議決権数」という。）が当該保険会社等の総株主の議決権の百分の二十以上の数である者 当該個人に係る合算議決権数

六 保険会社等の議決権の保有者（前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）のうち、その保有する当該保険会社等の議決権の数（当該議決権の保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）とその共同保有者（保険会社等の議決権の保有者が、当該保険会社等の議決権の他の保有者（前各号に掲げる者を含む。）と共同して当該議決権に係る株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該保険会社等の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者（当該議決権の保有者が第二号に掲げる会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該議決権の保有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該議決権の保有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の保有者

過半数の保有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等がそれぞれ保有する一の保険会社の議決権の数（当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（当該個人が当該保険会社の議決権の保有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が保有する当該保険会社の議決権の数を加算した数。以下この号において「合算議決権数」という。）が当該保険会社の総株主の議決権の百分の二十以上の数である者 当該個人に係る合算議決権数

六 保険会社の議決権の保有者（前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）のうち、その保有する当該保険会社の議決権の数（当該議決権の保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）とその共同保有者（保険会社の議決権の保有者が、当該保険会社の議決権の他の保有者（前各号に掲げる者を含む。）と共同して当該議決権に係る株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該保険会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者（当該議決権の保有者が第二号に掲げる会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該議決権の保有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該議決権の保有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社

である会社等を除き、当該議決権の保有者と政令で定める特別な
関係を有する者を含む。）をいう。）の保有する当該保険会社等
の議決権の数（当該共同保有者が前各号に掲げる者であるときは
、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（以下この号にお
いて「共同保有議決権数」という。）が当該保険会社等の総株主
の議決権の百分の二十以上の数である者 共同保有議決権数
七 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 保険
会社等に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定め
るところにより計算される数

2
(略)

(名義貸しの禁止)

第七条の二 保険会社は、自己の名義をもって、他人に保険業を行わ
せてはならない。

(株式申込証の用紙)

第九条 保険業を営む株式会社（以下この節において「会社」という
。）の商法第七十五条第一項（株式の申込みの方式）の株式申込
証の用紙には、同条第二項各号（株式申込証の用紙の記載事項）に
掲げる事項のほか、第百十三条後段（第二百七十二条の十八におい
て準用する場合を含む。次条において同じ。）の定款の定めをした
ときは、その規定を記載しなければならない。

2
(略)

等を除き、当該議決権の保有者と政令で定める特別な関係を有す
る者を含む。）をいう。）の保有する当該保険会社の議決権の数
（当該共同保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当
該各号に定める数）を合算した数（以下この号において「共同保
有議決権数」という。）が当該保険会社の総株主の議決権の百分
の二十以上の数である者 共同保有議決権数
七 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 保険
会社に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定める
ところにより計算される数

2
(略)

(新設)

(株式申込証の用紙)

第九条 保険業を営む株式会社（以下この節において「会社」という
。）の商法第七十五条第一項（株式の申込みの方式）の株式申込
証の用紙には、同条第二項各号（株式申込証の用紙の記載事項）に
掲げる事項のほか、第百十三条後段の定款の定めをしたときは、そ
の規定を記載しなければならない。

2
(略)

(配当の制限等)

第十五条 会社は、第百十三条前段(第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。)の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額がある場合には、その全額を償却した後でなければ、利益の配当若しくは商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配、同法第二百十條(自己の株式の買受け)若しくは第二百十一條ノ三第一項(取締役会の決議による自己の株式の買受け)の株式の買受け又は同法第二百十三條第一項(株式の消却)の株式の消却を行うことができない。

2・3 (略)

(商法の準用)

第二十一条 商法第九条(登記手続の通則)、第十一条から第十五条まで(登記事項の公告、登記及び公告の効力、支店における登記の効力、不実の登記の効果並びに変更又は消滅の登記)及び第六十一条(登記期間の起算点)の規定は相互会社の登記について、同法第十九條、第二十條(商号登記の効力)、第三十條及び第三十一條(商号の廃止及び商号登記の抹消請求)の規定は相互会社がその名称を登記した場合について、同法第二十一条(營業の主体を誤認させる商号選定の禁止)の規定は相互会社の事業と誤認させるべき商号又は名称の使用について、同法第二十三條(名板貸し)及び第二十四條(商号の譲渡)の規定は相互会社の名称について、同法第二十五條から第二十九條まで(營業譲渡)の規定は相互会社が事業を譲

(配当の制限等)

第十五条 会社は、第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額がある場合には、その全額を償却した後でなければ、利益の配当若しくは商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配、同法第二百十條(自己の株式の買受け)若しくは第二百十一條ノ三第一項(取締役会の決議による自己の株式の買受け)の株式の買受け又は同法第二百十三條第一項(株式の消却)の株式の消却を行うことができない。

2・3 (略)

(商法の準用)

第二十一条 商法第九条(登記手続の通則)、第十一条から第十五条まで(登記事項の公告、登記及び公告の効力、支店における登記の効力、不実の登記の効果並びに変更又は消滅の登記)及び第六十一条(登記期間の起算点)の規定は相互会社の登記について、同法第十九條、第二十條(商号登記の効力)、第三十條及び第三十一條(商号の廃止及び商号登記の抹消請求)の規定は相互会社がその名称を登記した場合について、同法第二十一条(營業の主体を誤認させる商号選定の禁止)の規定は相互会社の事業と誤認させるべき商号又は名称の使用について、同法第二十三條(名板貸し)及び第二十四條(商号の譲渡)の規定は相互会社の名称について、同法第二十五條から第二十九條まで(營業譲渡)の規定は相互会社が事業を譲

渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について、同法第三十二条から第三十三条ノ二まで、第三十五条及び第三十六条（商業帳簿）の規定は相互会社の帳簿その他の資料について、同法第三十七条から第四十五条まで（商業使用人）の規定は相互会社の使用人について、同法第四十六条から第四十八条まで、第五十条及び第五十一条（代理商）の規定は相互会社のために取引の代理又は媒介をする者について、同法第五十五条、第五十八条及び第五十九条（権利能力の制限、解散命令及び解散命令請求者の担保提供）の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九条中「商業登記簿」とあるのは「相互会社登記簿」と、同法第十九条中「同一ノ営業ノ為ニ」とあるのは「同一ノ営業又ハ事業ノ為ニ商号又ハ名称トシテ」と、同法第二十条第一項中「同一又ハ類似ノ商号」とあるのは「同一又ハ類似ノ商号又ハ名称」と、同条第二項中「同一ノ営業ノ為ニ」とあるのは「同一ノ営業又ハ事業ノ為ニ」と、同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第四十一条第一項中「他ノ商人」とあるのは「他ノ商人若ハ相互会社（外国相互会社ヲ含ム）」と、同法第四十八条中「同種ノ営業ヲ目的トスル会社」とあるのは「同種ノ営業又ハ事業ヲ目的トスル会社又ハ相互会社（外国相互会社ヲ含ム）」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(入社申込証)

第二十五条 (略)

渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について、同法第三十二条から第三十三条ノ二まで、第三十五条及び第三十六条（商業帳簿）の規定は相互会社の帳簿その他の資料について、同法第三十七条から第四十五条まで（商業使用人）の規定は相互会社の使用人について、同法第四十六条から第四十八条まで、第五十条及び第五十一条（代理商）の規定は相互会社のために取引の代理又は媒介をする者について、同法第五十五条、第五十八条及び第五十九条（権利能力の制限、解散命令及び解散命令請求者の担保提供）の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九条中「商業登記簿」とあるのは「相互保険会社登記簿」と、同法第十九条中「同一ノ営業ノ為ニ」とあるのは「同一ノ営業又ハ事業ノ為ニ商号又ハ名称トシテ」と、同法第二十条第一項中「同一又ハ類似ノ商号」とあるのは「同一又ハ類似ノ商号又ハ名称」と、同条第二項中「同一ノ営業ノ為ニ」とあるのは「同一ノ営業又ハ事業ノ為ニ」と、同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第四十一条第一項中「他ノ商人」とあるのは「他ノ商人若ハ相互会社（外国相互会社ヲ含ム）」と、同法第四十八条中「同種ノ営業ヲ目的トスル会社」とあるのは「同種ノ営業又ハ事業ヲ目的トスル会社又ハ相互会社（外国相互会社ヲ含ム）」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(入社申込証)

第二十五条 (略)

2 発起人は、次に掲げる事項を記載した入社申込証の用紙を作成しなければならない。 一五の二 (略) 六 第百十三条後段(第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。)の定款の定めをしたときは、その規定 3 (略)	2 発起人は、次に掲げる事項を記載した入社申込証の用紙を作成しなければならない。 一五の二 (略) 六 第百十三条後段の定款の定めをしたときは、その規定 3 (略)
(設立の登記) 第二十七条 (略) 2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。 一五の二 (略) 六 第百十三条後段(第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。)の定款の定めをしたときは、その規定 七 (略) 3 (略)	(設立の登記) 第二十七条 (略) 2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。 一五の二 (略) 六 第百十三条後段の定款の定めをしたときは、その規定 七 (略) 3 (略)
(成立の時期) 第二十九条 (略) 2 発起人及び入社申込証を提出した者は、相互会社が成立し、かつ、当該相互会社が第三条第一項の免許又は第二百七十二条第一項の登録を受けた後、遅滞なく、当該相互会社に保険契約の申込みをしなければならない。	(成立の時期) 第二十九条 (略) 2 発起人及び入社申込証を提出した者は、相互会社が成立し、かつ、当該相互会社が第三条第一項の免許を受けた後、遅滞なく、当該相互会社に保険契約の申込みをしなければならない。
(提案権)	(提案権)

第三十八条 社員総数の千分の一以上に相当する数の社員又は千名以上の社員（少額短期保険業者である相互会社のうち政令で定めるものの（以下「特定相互会社」という。）にあつては、政令で定める数以上の社員）で六月前から引き続き社員である者は、取締役に対して、会日から八週間前に書面をもつて、一定の事項を社員総会の会議の目的とすることを請求することができる。

2
(略)

(社員総会招集請求権)

第三十九条 社員総数の千分の三以上に相当する数の社員又は三千名以上の社員（特定相互会社にあつては、政令で定める数以上の社員）で六月前から引き続き社員である者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

2
(略)

(社員総会検査役選任請求権)

第四十条 社員総数の千分の一以上に相当する数の社員又は千名以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月前から引き続き社員である者は、社員総会の招集の手続及びその決議の方法を調査させるため、社員総会に先立って検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2
(略)

第三十八条 社員総数の千分の一以上に相当する数の社員又は千名以上の社員で六月前から引き続き社員である者は、取締役に対して、会日から八週間前に書面をもつて、一定の事項を社員総会の会議の目的とすることを請求することができる。

2
(略)

(社員総会招集請求権)

第三十九条 社員総数の千分の三以上に相当する数の社員又は三千名以上の社員で六月前から引き続き社員である者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

2
(略)

(社員総会検査役選任請求権)

第四十条 社員総数の千分の一以上に相当する数の社員又は千名以上の社員で六月前から引き続き社員である者は、社員総会の招集の手続及びその決議の方法を調査させるため、社員総会に先立って検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2
(略)

(提案権)

第四十五条 社員総数の千分の一以上に相当する数の社員若しくは千名以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月前から引き続いて社員である者又は三名以上の総代は、取締役に対して、会日から八週間前に書面をもって、一定の事項を総代会の会議の目的とすることを請求することができる。

2 (略)

(総代会招集請求権)

第四十六条 社員総数の千分の三以上に相当する数の社員若しくは三千名以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十九条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月前から引き続いて社員である者又は九名以上の総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、総代会の招集を請求することができる。

2 (略)

(総代会検査役選任請求権)

第四十七条 社員総数の千分の一以上に相当する数の社員若しくは千名以上の社員（特定相互会社にあつては、第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員）で六月前から引き続いて社員である者又は三名以上の総代は、総代会の招集の手續及びその決議の方

(提案権)

第四十五条 社員総数の千分の一以上に相当する数の社員若しくは千名以上の社員で六月前から引き続いて社員である者又は三名以上の総代は、取締役に対して、会日から八週間前に書面をもって、一定の事項を総代会の会議の目的とすることを請求することができる。

2 (略)

(総代会招集請求権)

第四十六条 社員総数の千分の三以上に相当する数の社員若しくは三千名以上の社員で六月前から引き続いて社員である者又は九名以上の総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、総代会の招集を請求することができる。

2 (略)

(総代会検査役選任請求権)

第四十七条 社員総数の千分の一以上に相当する数の社員若しくは千名以上の社員で六月前から引き続いて社員である者又は三名以上の総代は、総代会の招集の手續及びその決議の方法を調査させるため、総代会に先立って検査役の選任を裁判所に請求することができる

法を調査させるため、総代会に先立って検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2 (略)

(社員総会招集請求権)

第五十条 第四十二条第一項の規定により総代会が設けられている場合においても、社員総数の千分の五以上に相当する数の社員(特定相互会社にあつては、政令で定める数以上の社員)で六月前から引き続き社員である者は、総代会の廃止又は同条第二項の規定により定款に定めた事項の変更を会議の目的として、当該会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

2・3 (略)

(取締役及び取締役会)

第五十一条 (略)

2 商法第二百五十四条第三項(会社との関係)、第二百五十四条ノ二から第二百五十六条ノ二まで(取締役の欠格事由、義務、員数及び任期並びに選任決議の定足数)、第二百五十七条(解任)、第二百五十八条(欠員の場合の処置)、第二百六十四条(競業禁止義務)、第二百六十五条(取締役会社間の取引)、第二百六十六条(第七項第三号、第十項後段、第十一項及び第十九項第三号を除く。)から第二百六十九条まで(取締役の責任等、取締役の責任を追及す

。

2 (略)

(社員総会招集請求権)

第五十条 第四十二条第一項の規定により総代会が設けられている場合においても、社員総数の千分の五以上に相当する数の社員で六月前から引き続き社員である者は、総代会の廃止又は同条第二項の規定により定款に定めた事項の変更を会議の目的として、当該会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

2・3 (略)

(取締役及び取締役会)

第五十一条 (略)

2 商法第二百五十四条第三項(会社との関係)、第二百五十四条ノ二から第二百五十六条ノ二まで(取締役の欠格事由、義務、員数及び任期並びに選任決議の定足数)、第二百五十七条(解任)、第二百五十八条(欠員の場合の処置)、第二百六十四条(競業禁止義務)、第二百六十五条(取締役会社間の取引)、第二百六十六条(第七項第三号、第十項後段、第十一項及び第十九項第三号を除く。)から第二百六十九条まで(取締役の責任等、取締役の責任を追及す

る訴え及び報酬)、第二百七十一条(職務代行者の権限)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定は相互会社の取締役について、同法第二百五十九条から第二百六十条ノ四まで(取締役会の招集者、招集の通知、招集手続の省略、権限及び決議の方法、監査役の取締役会出席義務等並びに議事録)の規定は相互会社の取締役会について、同法第二百六十一条(会社代表)及び第二百六十二条(表見代表取締役の行為についての責任)の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「保険業法、本法」と、同法第二百五十四条ノ三中「総会」とあるのは「社員総会又ハ総代会」と、同法第二百五十六條第三項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会)」と、同法第二百五十六條ノ二中「ニ付テハ總會ニ」とあるのは「ヲ社員総会ニ於テ行フ場合ニ於テハ」と、「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員」と、「総株主ノ議決権」とあるのは「社員総数」と、同法第二百五十七條第一項中「株主總會」とあるのは「社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会以下本款ニ於テ同ジ)」と、同法第二項中「第三百四十三條」とあるのは「保険業法第六十二條第二項」と、同法第三項中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、「六月前ヨリ引續キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員(特定相互会社)(保険業法第三十八條第一項ニ規定スル特定相互会社ヲ謂フ以下同ジ)」(ニ於テハ同法第三十九條第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ

る訴え及び報酬)、第二百七十一条(職務代行者の権限)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定は相互会社の取締役について、同法第二百五十九条から第二百六十条ノ四まで(取締役会の招集者、招集の通知、招集手続の省略、権限及び決議の方法、監査役の取締役会出席義務等並びに議事録)の規定は相互会社の取締役会について、同法第二百六十一条(会社代表)及び第二百六十二条(表見代表取締役の行為についての責任)の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは「保険業法、本法」と、同法第二百五十四条ノ三中「総会」とあるのは「社員総会又ハ総代会」と、同法第二百五十六條第三項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会)」と、同法第二百五十六條ノ二中「ニ付テハ總會ニ」とあるのは「ヲ社員総会ニ於テ行フ場合ニ於テハ」と、「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員」と、「総株主ノ議決権」とあるのは「社員総数」と、同法第二百五十七條第一項中「株主總會」とあるのは「社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会以下本款ニ於テ同ジ)」と、同法第二項中「第三百四十三條」とあるのは「保険業法第六十二條第二項」と、同法第三項中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、「六月前ヨリ引續キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引續キ社員デアル者(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引續キ社員デア

社員」ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員（特定相互会社ニ於テハ同項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又ハ九名以上ノ総代）」と、同法第二百六十六条中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、同条第一項中「配当又ハ分配」とあるのは「支払又ハ償却若ハ分配」と、同項第一号中「第二百九十条第一項」とあるのは「保険業法第五十五条第一項又ハ第二項」と、「利益ノ配当」とあるのは「基金利息ノ支払又ハ基金ノ償却若ハ剰余金ノ分配」と、「總會ニ提出シ又ハ第二百九十三条ノ五第三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタル」とあるのは「社員總會ニ提出シタル」と、同項第二号中「第二百九十五条第一項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百九十五条第一項」と、同条第五項中「総株主」とあるのは「総社員」と、同条第六項中「総株主ノ議決権」とあるのは「社員総数（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代ノ総数）」、同条第七項中「第三百四十三条」とあるのは「保険業法第六十二条第二項」と、同項第一号中「次号及第三号」とあるのは「次号」と、同条第十二項中「第七項第二号及第三号」とあるのは「第七項第二号」と、同条第十五項中「総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上ノ社員（特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」と、同条第十六項中「第十項及第十一項」とあるのは「第十項」と、同条第十九項第一号中「次号及第七項第三号」とあるのは「

ル者又ハ九名以上ノ総代）」と、同法第二百六十六条中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、同条第一項中「配当又ハ分配」とあるのは「支払又ハ償却若ハ分配」と、同項第一号中「第二百九十条第一項」とあるのは「保険業法第五十五条第一項又ハ第二項」と、「利益ノ配当」とあるのは「基金利息ノ支払又ハ基金ノ償却若ハ剰余金ノ分配」と、「總會ニ提出シ又ハ第二百九十三条ノ五第三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタル」とあるのは「社員總會ニ提出シタル」と、同項第二号中「第二百九十五条第一項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百九十五条第一項」と、同条第五項中「総株主」とあるのは「総社員」と、同条第六項中「総株主ノ議決権」とあるのは「社員総数（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代ノ総数）」、同条第七項中「第三百四十三条」とあるのは「保険業法第六十二条第二項」と、同項第一号中「次号及第三号」とあるのは「次号」と、同条第十二項中「第七項第二号及第三号」とあるのは「第七項第二号」と、同条第十五項中「総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上ノ社員」と、同条第十六項中「第十項及第十一項」とあるのは「第十項」と、同条第十九項第一号中「次号及第七項第三号」とあるのは「次号」と、同法第二百六十六条ノ三第二項中「株式申込証ノ用紙、新株引受権証書、新株予約権申込証、社債申込証若ハ新株予約権付社債申込証ノ用紙」とあるのは「基金拠出申込証若ハ社債申込証ノ用紙」と、「第二百八十一条第一項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百八十一条第一項」

次号」と、同法第二百六十六條ノ第三項中「株式申込証ノ用紙、新株引受權証書、新株予約權申込証、社債申込証若ハ新株予約權付社債申込証ノ用紙」とあるのは「基金拠出申込証若ハ社債申込証ノ用紙」と、「第二百八十一條第一項」とあるのは「保險業法第五十九條第一項ニ於テ準用スル株式會社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十六條第五項前段」と、同法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、同法第二百六十九條中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、同法第二百七十二條中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、同法第二百六十四條第五項中「第百八十八條第二項第七号ノ二」とあるのは「保險業法第二十七條第二項第三号の二」と、同法第二百六十條ノ第四項中「株主又ハ親會社ノ株主」とあるのは「社員（總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代）」と、同條第七項中「親會社若ハ子會社」とあるのは「子會社（相互會社ガ保險業法第二條第十一項ニ規定スル株式會社ノ總株主又ハ有限會社ノ總社員ノ議決權ノ過半数ヲ有スル場合ニ於ケル当該株式會社又ハ有限會社ヲ謂フ）」と読み替へるものとする。

(重要財産委員会)

第五十二条の二 大会社又はみなし大会社であつて、次に掲げる要件

を満たす相互会社は、取締役会の決議により、重要財産委員会を置くことができる。

一・二 (略)

2| 前項の「大会社」とは第五十九条第一項において読み替えて準用する商法特例法第一条の二第二項に規定する相互会社をいい、前項の「みなし大会社」とは第五十九条第一項において読み替えて準用する商法特例法第二条第二項の定款の定めがある相互会社をいう。

3| (略)

(委員会等設置相互会社)

第五十二条の三 この章及び第八章において「委員会等設置相互会社」とは、前条第二項に規定する大会社又はみなし大会社であつて、この目に規定する特例の適用を受ける旨の定款の定めがある相互会社をいう。

2 (略)

(監査役)

第五十三条 (略)

2 商法第二百五十四条第三項(会社との関係)、第二百五十四条ノ二(欠格事由)、第二百五十六条ノ二(選任決議の定足数)、第二百五十七条(解任)、第二百五十八条(欠員の場合の処置)、第二百六十六条第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項(第三号を除く。)、同条第八項、第十項前段、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第十二項及び同条第十

議により、重要財産委員会を置くことができる。

一・二 (略)

(新設)

2| (略)

(委員会等設置相互会社)

第五十二条の三 この章及び第八章において「委員会等設置相互会社」とは、この目に規定する特例の適用を受ける旨の定款の定めがある相互会社をいう。

2 (略)

(監査役)

第五十三条 (略)

2 商法第二百五十四条第三項(会社との関係)、第二百五十四条ノ二(欠格事由)、第二百五十六条ノ二(選任決議の定足数)、第二百五十七条(解任)、第二百五十八条(欠員の場合の処置)、第二百六十六条第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項(第三号を除く。)、同条第八項、第十項前段、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第十二項及び同条第十

四項から第十六項まで（会社に対する責任の免除）、第二百六十六
条ノ三第一項（第三者に対する責任）、第二百六十七條、第二百六
十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二及び第二百六十
八條ノ三（取締役の責任を追及する訴え）並びに第二百七十三條か
ら第二百七十九條ノ二まで及び第二百八十條第二項（監査役）の規
定は、相互会社の監査役について準用する。この場合において、同
法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「保険業法、本
法」と、同法第二百五十六條ノ二中「ニ付テハ總會ニ」とあるのは
「ヲ社員總會ニ於テ行フ場合ニ於テハ」と、「株主ノ有スベキ議決
権」とあるのは「社員」と、「総株主ノ議決権」とあるのは「社員
總数」と、同法第二百五十七條第一項中「株主總會」とあるのは「
社員總會（總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代会以下本款及次款ニ
於テ同ジ）」と、同條第二項中「第三百四十三條」とあるのは「保
險業法第六十二條第二項」と、同條第三項中「株主總會」とあるの
は「社員總會」と、「六月前ヨリ引續キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三
以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員總数ノ千分ノ三以上又ハ三千
名以上ノ社員（特定相互会社ニ於テハ保險業法第三十九條第一項ニ
規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」ニシテ六月前ヨリ引續キ社員
デアル者（總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員總数ノ千分ノ三以上
若ハ三千名以上ノ社員（特定相互会社ニ於テハ同項ニ規定スル政令
ニ定ムル数以上ノ社員）」ニシテ六月前ヨリ引續キ社員デアル者又ハ
九名以上ノ總代」と、同法第二百六十六條中「株主總會」とある
のは「社員總會」と、同條第五項中「総株主」とあるのは「総社員
」と、同條第七項中「第三百四十三條」とあるのは「保險業法第六

四項から第十六項まで（会社に対する責任の免除）、第二百六十六
条ノ三第一項（第三者に対する責任）、第二百六十七條、第二百六
十八條第一項から第七項まで、第二百六十八條ノ二及び第二百六十
八條ノ三（取締役の責任を追及する訴え）及び第二百七十三條から
第二百七十九條ノ二まで（監査役）の規定は、相互会社の監査役に
ついて準用する。この場合において、同法第二百五十四條ノ二第三
号中「本法」とあるのは「保険業法、本法」と、同法第二百五十六
條ノ二中「ニ付テハ總會ニ」とあるのは「ヲ社員總會ニ於テ行フ場
合ニ於テハ」と、「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員」と
、「総株主ノ議決権」とあるのは「社員總数」と、同法第二百五十
七條第一項中「株主總會」とあるのは「社員總會（總代会ヲ設ケタ
ル場合ニ於テハ總代会以下本款及次款ニ於テ同ジ）」と、同條第二
項中「第三百四十三條」とあるのは「保險業法第六十二條第二項」
と、同條第三項中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、「六月
前ヨリ引續キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とある
のは「社員總数ノ千分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前
ヨリ引續キ社員デアル者（總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員總数
ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引續キ社員
デアル者又ハ九名以上ノ總代）」と、同法第二百六十六條中「株主
總會」とあるのは「社員總會」と、同條第五項中「総株主」とある
のは「総社員」と、同條第七項中「第三百四十三條」とあるのは「
保險業法第六十二條第二項」と、同項第一号中「次号及第三号」と
あるのは「次号」と、同條第十二項中「第七項第二号及第三号」と
あるのは「第七項第二号」と、同條第十五項中「総株主ノ議決権ノ

十二条第二項」と、同項第一号中「次号及第三号」とあるのは「次号」と、同条第十二項中「第七項第二号及第三号」とあるのは「第七項第二号」と、同条第十五項中「総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上ノ社員（特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）」と、同条第十六項中「第十項及第十一項」とあるのは「第十項」と、同法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、同法第二百七十三條第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会次項ニ於テ同ジ）」と、同条第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百七十四條ノ三第一項中「親会社ノ監査役」とあるのは「監査役」と、「子会社」とあるのは「子会社（保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十條ノ四第七項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下本款ニ於テ同ジ）」と、同法第二百七十五條、第二百七十五條ノ三、第二百七十五條ノ三ノ二及び第二百七十九條第一項中「株主総会」とあり、並びに同条第二項中「総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（基金利息の支払等の制限）

第五十五条 （略）

2 基金の償却又は剰余金の分配は、貸借対照表上の純資産額から次に掲げる金額の合計額を控除した額を限度として行うことができる。ただし、第百十三条前段（第二百七十二條の十八において準用す

百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上ノ社員」と、同条第十六項中「第十項及第十一項」とあるのは「第十項」と、同法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、同法第二百七十三條第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会次項ニ於テ同ジ）」と、同条第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百七十四條ノ三第一項中「親会社ノ監査役」とあるのは「監査役」と、「子会社」とあるのは「子会社（保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十條ノ四第七項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下本款ニ於テ同ジ）」と、同法第二百七十五條、第二百七十五條ノ三、第二百七十五條ノ三ノ二及び第二百七十九條第一項中「株主総会」とあり、並びに同条第二項中「総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（基金利息の支払等の制限）

第五十五条 （略）

2 基金の償却又は剰余金の分配は、貸借対照表上の純資産額から次に掲げる金額の合計額を控除した額を限度として行うことができる。ただし、第百十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計